

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳							
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		法人本部	北広島リハビリセンター療護部	のびのびファイン	障がい者生活支援センターみらい	障がい福祉サービス事業所みなみ	障がい児通所支援事業所みなみ	北広島リハビリセンター特養部四恩園	北広島デイサービスセンター四恩園
前期繰越額				556,582,405	0	127,212,831	68,273	68,273	92,687,562	28,928,597	148,641,213	11,498,856
当期積立額	器具及び備品	429,000	0	429,000								
	その他の固定資産(有形固定資産)計	429,000	0	429,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の固定資産計	429,000	0	429,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期積立額合計	429,000	0	429,000	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			26,781,443	0	8,598,797	29,258	29,258	3,098,338	972,291	6,519,506	787,986
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計			26,781,443	0	8,598,797	29,258	29,258	3,098,338	972,291	6,519,506	787,986
当期末残高			530,229,962	0	118,614,034	39,015	39,015	89,589,224	27,956,306	142,121,707	10,710,870	

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳								
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		デイホームかたる	ホームヘルプSS四恩園	北広島複合型サービス四恩園	北広島グループホーム四恩園	北広島リハビリセンター診療部	北広島居宅介護支援事業所四恩園	北広島市みなみ高齢者支援センター	サービス付き高齢者向け住宅しおん	
前期繰越額				556,582,405	20,725,790	5,914,241	16,293,801	24,083,030	68,273	24,083,030	2,658,888	53,649,747	
当期積立額	器具及び備品	429,000	0	0	429,000				429,000				
	その他の固定資産（有形固定資産）計	429,000	0	0	429,000	0	0	0	429,000	0	0	0	
	その他の固定資産計	429,000	0	0	429,000	0	0	0	429,000	0	0	0	
	当期積立額合計	429,000	0	0	429,000	0	0	0	429,000	0	0	0	
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額				26,781,443	897,818	2,017,458	585,132	689,257	59,108	689,257	176,639	1,631,340
	特別費用の控除項目として計上する取崩額				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計				26,781,443	897,818	2,017,458	585,132	689,257	59,108	689,257	176,639	1,631,340
当期末残高				530,229,962	19,827,972	3,896,783	15,708,669	23,393,773	438,165	23,393,773	2,482,249	52,018,407	

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する（本文9参照）。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。